

事務連絡
令和5年4月25日

高齢者関係施設等 施設長 様
 管理者 様

神戸市福祉局高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

平素は、本市の高齢福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の5類移行後に、感染者が発生した場合の対応についてお知らせいたします。

「新型コロナウイルス感染症の5類移行後の社会福祉施設等で陽性者が発生した際の行政検査について」（令和5年4月25日神福高第178号）の通知のとおり、5月8日以降については新型コロナウイルス感染症発生施設に対する検査方法が変更となりますのでご確認ください。

記

○送付資料

- ・ 5類移行後の新型コロナ関係の対応について
 - ・ 各施設・事業所において陽性者が発生した場合
 - ・ 新型コロナが発生し、施設職員・入所者の検査を実施する場合
 - ・ 定期的な抗原検査
 - ・ 衛生資材

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の5類移行後の社会福祉施設等で陽性者が発生した際の行政検査について」（令和5年4月25日神福高第178号）

以上

福祉局高齢福祉課 TEL：322-5219
FAX：322-6046

5類移行後の新型コロナ関係の対応について

●各施設・事業所において陽性者が発生した場合

5類移行後も、引き続き感染症神戸モデルにおける感染症発生状況連絡アプリで報告してください。

(参考) https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/kobe_model.html

●新型コロナが発生し、施設職員・入所者の検査を実施する場合

《5類移行までの間》

下記の施設において直接処遇にあたる職員(現場で利用者支援に従事されている方)、及び入所者を対象にPCR検査を実施。

※土日祝は検査を行っていないため、PCR検査キット受け取りは5月2日(火)が最終となります。

《5類移行後》

区保健センターに配備している抗原定性検査キットによる検査に変更します。(対象は下記施設。検査を行う範囲は区保健センターが施設と相談のうえ決定。)

区保健センターが実地調査に入る際には抗原定性検査キットを携帯します。

実地調査を行わず電話での調査を行う場合で感染拡大防止に必要と判断した際には、必要数の抗原定性検査キットをお渡ししますので、区保健センターまで取りにきて頂きますようお願いいたします。

◆対象施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者(児)入所施設、ケアハウス、グループホーム、特定施設(有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅)

●定期的な抗原検査(楽天グループ[®]ウェブサイトより)

5類移行後も、当面の間は継続して実施します。

●衛生資材

感染者が発生していない段階において、あらかじめ2ヶ月分の衛生資材の備蓄の確保をお願いしています。

新型コロナ発生時の神戸市からの資材の発送は原則行いません。

神福高第 178 号
令和 5 年 4 月 25 日

各社会福祉施設等施設長 様
各介護サービス事業者管理者 様
各障害福祉サービス事業者管理者 様

神戸市福祉局長
神戸市健康局長

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後の社会福祉施設等で陽性者が発生した際の行政
検査について

平素は、本市の福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染者が発生した際には保健所による濃厚接触者
の検査と施設と協議のうえ濃厚接触者の範囲を超えた範囲での積極的検査を実施してきま
した。

5 月 8 日以降新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行することに伴い検査についても見
直しがなされますが、高齢者・障害者福祉施設については、従事者に対する定期的検査と陽
性者の周囲の人の検査を当面の間継続することを国は要請しています。

神戸市では従事者に対する定期検査は従来どおり実施するとともに、陽性者発生時の周
囲の人への検査については保健所の施設調査と連携して下記のとおり実施いたしますので
ご協力をお願いします

記

1. 保健所（区保健センター）による調査

- ・ 感染者が発生した際に施設から神戸市に連絡を頂く神戸モデルにより高齢者・障害者施設での陽性者発生
の報告を受け、区保健センターが施設調査を行います。
- ・ 実地調査に入る際には抗原定性検査キットを携帯します。

2. 施設の実地調査

- ・ 従来の濃厚接触者を特定して検査を行うという考え方は無くなります。陽性者や施設
の状況等に応じて調査を行い感染予防に必要な助言・指導を行います。
- ・ 感染拡大防止のため必要と区保健センターが判断する際には検査を施設にお願
いしますのでご協力をお願いします。
- ・ 実地調査を行わず電話での調査を行う場合には、電話での聞き取りで感染拡大防止に

必要と判断した際には必要数の抗原定性検査キットをお渡しますので、区保健センターまで取りにきて頂きますようお願いいたします。

3. 検査

- ・ 検査を行う範囲は区保健センターが施設とご相談のうえ決めます。
- ・ 検査は抗原定性検査キットを使用します。調査時若しくは翌日までに施設で実施願います。本人に検査を頂きますが、本人が検査できない場合は嘱託医等にご相談下さい。
- ・ 検査結果は区保健センターまでご連絡下さい。陽性の結果が多数でた場合など必要な場合は区保健センターで相談等に対応します。
- ・ 5類移行に伴い、発生届の提出や陽性者の登録は不要になり、行政医師による診断はなくなります。症状のある方については嘱託医等に受診を相談下さい。

4. 各区保健センター連絡先

東灘保健センター	TEL 078-841-4131
灘保健センター	TEL 078-843-7001
中央保健センター	TEL 078-335-7511
兵庫保健センター	TEL 078-511-2111
北保健センター	TEL 078-593-1111
北神保健センター	TEL 078-981-5377
長田保健センター	TEL 078-579-2311
須磨保健センター	TEL 078-731-4341
北須磨支所保健福祉課	TEL 078-793-1313
垂水保健センター	TEL 078-708-5151
西保健センター	TEL 078-940-9501